

京都市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 9 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

別表保健福祉局の款子育て支援部の項児童福祉センターの目中「一時保育業務」を「一

「 時保護業務」に、	「 交替に  午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  午前 11 時 30 分から午後 8 時 15 分まで  午後 1 時から翌日の午前 9 時 まで	「 交替に  午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  午前 11 時 30 分から午後 8 時 15 分まで  午後 0 時 30 分から午後 9 時 15 分まで  午後 1 時 15 分から翌日の午 前 9 時 15 分まで
---------------	--	---

に、「午前 9 時までの」を「午前 9 時 15 分までの」に改める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部給与課)